

# 障がいに関する相談支援の取り組みについて

障がいに関する相談支援につきましては、これまで、役場の障がい担当である保健福祉課を中心にして、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）などを行なってきました。

今後も、引き続き、役場保健福祉課で相談の対応を行なっていきますが、令和2年4月からは、地域生活支援拠点の取り組みの一環として、障がいに関する総合的・専門的な相談支援を行なう「名寄市基幹相談支援センター（愛称：ぼっけ）」と連携して取り組んでいくことになりました。

今後も、近隣市町村等と連携しながら、身体障がい（視覚・聴覚・肢体不自由・内部等）、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等の様々な障がいについての相談に対応いたしますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。

■お問い合わせ：保健福祉課 福祉・子育て支援グループ(障がい担当)  
☎4-2511内線123



## 「地域生活支援拠点」とは

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がい児や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを近隣の市町村役場（名寄市、美深町、下川町、音威子府村、中川町の5市町村）で構築・整備していくこと

## 5市町村の地域生活支援拠点の整備のイメージ

